

建設水道常任委員会記録

令和2年 第2回定例会	
1 日 時	令和2年3月12日（木） 午前10時00分 開会 午前11時43分 閉会
2 場 所	特別会議室
3 出席委員	関 口 正 一 委員長 鈴 木 毅 副委員長 橋 本 修 委員 大 貫 桂 一 委員 石 川 さやか 委員 佐 藤 誠 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	鈴木 敏雄 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小 杉 課長 小 出 書記
8 会議の概要	別紙のとおり

建設水道常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
都市建設部	都市建設部長	茂 呂 久 雄	20名
	建設監理課長	藤 野 元 宏	
	建設監理課路政係長	宇 賀 神 喜 紀	
	建設監理課用地・地籍調査係長	山 本 竜 也	
	都市計画課長	黒 川 勝 弘	
	都市計画課長補佐兼都市計画係長	北 島 礼 弘	
	都市計画課長補佐兼開発指導係長	山 田 治 夫	
	土木課長	福 田 哲 也	
	土木課長補佐兼道路整備係長	柏 崎 英 一 郎	
	土木課長補佐兼公園・区画整理係長	上 田 悦 久	
	新鹿沼駅西土地区画整理事務所長	上 澤 均	
	新鹿沼駅西土地区画整理事務所長補佐兼事業係長	手 塚 寿 彦	
	維持課長	渡 辺 孝 和	
	維持課道路維持係長	直 井 誠 司	
	維持課長補佐兼河川維持係長	関 口 正 規	
	建築課長	佐 藤 文 彦	
	建築課長補佐兼住宅係長	矢 野 郁 夫	
建築課空き家対策係長	加 藤 正 司		
建築指導課長	大 橋 悟		
建築指導課建築指導係長	高 久 和 隆		
水道部	水道部長	坂 入 弘 泰	8名
	水道業務課長	神 家 満 薫	
	水道業務課総務係長	鈴 木 隆 志	
	水道業務課料金係長	竹 澤 弘 美	
	水道施設課長	小 磯 栄 一	
	水道施設課長補佐兼施設係長	福 田 光 広	
	水道施設課水源係長	亀 山 努	
	水道施設課給水係長	鈴 木 久 夫	
合計			28名

建設水道常任委員会 審査事項

- 1 議案第 4 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 1 1 号 令和 2 年度鹿沼市水道事業会計予算について
- 3 議案第 1 3 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 4 議案第 1 8 号 市道路線の認定について
- 5 議案第 1 9 号 市道路線の廃止について
- 6 議案第 2 0 号 市道路線の変更について
- 7 議案第 3 4 号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定について

令和2年第2回定例会 建設水道常任委員会概要

- 関口委員長 それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。
今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。
それでは、早速審査を行います。
はじめに、議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、関係予算を議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。
- 藤野建設監理課長 おはようございます。都市建設部建設監理課長の藤野です。よろしくをお願いいたします。
それでは、議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部所管の事業についてご説明をいたします。
まず、歳入についてご説明をいたします。なお、説明に当たりましては、主なものについてご説明をさせていただきます。
それでは、令和2年度「予算に関する説明書」、7ページをお開きください。
11款 交通安全対策特別交付金 1項1目 交通安全対策特別交付金、説明欄の「交通安全対策特別交付金」1,531万2,000円につきましては、交通事故の防止を目的とした道路交通安全施設を整備するために、交通反則金の収入を財源として交付されるものであります。
次に、12款 分担金及び負担金です。9ページをお開きください。
1項5目 土木費負担金、説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費負担金」44万1,000円につきましては、水道管の新設事業負担金であります。
次に、13款 使用料及び手数料です。11ページをお開きください。
1項7目 土木使用料、説明欄の「土木総務使用料」につきましては、市が管理する青地や赤道などの占用許可に伴い納付されます「法定外公共物の占用料」448万円が主なものであります。
次に、「道路占用料」1,174万円につきましては、市道の占用許可に伴い納付される占用料であります。
次に、「市営住宅使用料」2億1,013万円につきましては、市営住宅の家賃収入であります。
次に13ページをお開きください。
2項4目 土木手数料、説明欄の「建築確認申請等手数料」703万4,000円につきましては、建築物等の確認及び検査に係る建築確認申請等の手数料であります。
次に、「都市計画総務手数料」につきましては、都市計画法に基づく「開発許可等申請手数料」296万9,000円が主なものであります。
次に14款 国庫支出金です。17ページをお開きください。
2項4目 土木費国庫補助金、説明欄の「建築指導費国庫補助金」450万円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、並びに耐震の建て替えに対する補助金であります。

次に、「狭あい道路整備等促進事業費国庫補助金」601万円につきましては、市道1065号線外1路線の狭あい道路の拡幅整備に対する補助金が主なものであります。
次に、「道路整備事業費国庫補助金」1億2,868万円につきましては、市道0363号線外8路線の道路整備に対する補助金であります。
次に、「道路維持管理費国庫補助金」2,500万円につきましては、市道0003号線の舗装改修工事に対する補助金であります。
次に、「道路長寿命化対策事業費国庫補助金」3,250万円につきましては、市道0017号線の舗装補修工事に対する補助金であります。

次に、「橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金」1,760万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく街道橋外1橋の橋梁補修工事及び橋梁定期点検30橋に対する補助金であります。

次に、「都市計画道路整備事業費国庫補助金」1億6,000万円につきましては、都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りの整備に対する補助金であります。

次に、「都市公園整備事業費国庫補助金」2,210万円につきましては、公園施設長寿命化計画の修正業務及び富士山公園など3公園の公園施設改修工事に対する補助金であります。

次に、「地域住宅交付金」3,219万1,000円につきましては、西茂呂市営住宅外壁等改修工事及び市営住宅等長寿命化計画改訂業務委託に対する補助金であります。

次に、「空家対策事業費国庫補助金」1,000万円につきましては、空き家解体事業に対する補助金であります。

次に15款 県支出金です。19ページをお開きください。

1項3目 土木費県負担金、説明欄の「地籍調査推進事業費県負担金」1,878万2,000円につきましては、地籍調査の実施に伴う負担金であります。

次に、21ページをお開きください。

2項6目 土木費県補助金、説明欄の「建築指導費県補助金」325万円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、並びに耐震建て替えに対する補助金であります。

次に21款 市債です。31ページをお開きください。

1項5目 土木債、説明欄の「道路新設改良債」、それから「道路橋りょう長寿命化対策債」、「街路事業債」、「市営住宅施設整備事業債」につきましては、それぞれ事業実施に伴う市債であります。

引き続き、歳出についてご説明をいたします。

なお、先の議員全員協議会で部長が説明しました事業につきましては、説明を省略させていただきます。

8款 土木費は167ページからとなります。

1項1目 土木総務費、説明欄一番下の「急傾斜地対策事業費」200万円につきましては、県が行います急傾斜地崩壊危険区域対策工事費等の一部を市が負担するもので、実施場所は、深程の宮入地区と草久の中ノ畑地区を予定しております。

次に170ページをお開きください。

説明欄、下から2番目の「道路台帳補正費」2,240万7,000円につきましては、道路台帳補正の委託料が主なものであります。

次に、「市道境界確定事業費」394万2,000円につきましては、市道と民地の境界を明確にし、既に道路敷地になっている未登記の土地を分割・所有権移転処理を行うための委託料や、狭あい道路の寄附に伴う測量などに対する補償金が主なものであります。

次に、179ページをお開きください。

4項6目 公園管理費につきましては、説明欄は182ページになります。

一番上の「公園緑地維持管理費」6,147万8,000円につきましては、公園利用者の安全性や快適性の確保及び緑地の保全を図るための維持管理経費で、清掃等業務の委託費や都市公園の除草・剪定及び公園施設や遊具などの修繕に要する経費が主なものであります。

次に、183ページをお開きください。

5項1目 住宅管理費、説明欄の一番下、「定住化促進事業費」1,130万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に係る補助金及びにぎやか家族生活支援事業に係る住宅扶助費であります。

以上で、議案第4号「令和2年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部が所管する主な予算の説明を終わります。

○関口委員長 神家満水道業務課長。

○神家満水道業務課長 おはようございます。水道業務課長の神家満です。よろしくお願
いします。

議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算について中、水道部所管の予算について、
ご説明いたします。

令和2年度予算に関する説明書、一般会計の109ページをお開きください。

下段の4款 衛生費の1項1目 保健指導費であります。説明欄は114ページをご
覧ください。

中段の水道事業会計繰出金、6,717万4,000円につきましては、水道事業の経営基盤
の強化を図るため、旧簡易水道事業で借入した企業債の元金及び支払利息償還金の一部
について繰り出しするものであります。

以上で、議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算について中、水道部所管の予算
について説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 17ページ、国庫支出金の4目、土木費国庫補助金の説明でありましたが、本
年度の、新年度、そうか、新年度の予算というのが、前年度と比べると、51億円から
43億円ということで、ちょっと大きな変動かなと思いましたが、何か説明や補足して
つけ加える背景などありましたら、聞いてみたいと存じます。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。

○佐藤委員 その間に、ちょっと趣旨だけ言いたいのですけれども、やっぱりこれは多い
ほうがいいなという趣旨でして、何か事情があったのかなとか、災害のほうに回ってし
まった分、どうしてもこういう査定になっていくのかとか、こういった予算が確定して
いく流れというのを、まだ詳しくは知らないもので、もうこれは、国や県とのもう話し
合いの中で、最初はこのぐらいだみたいなのうに決まっていくのか、今は43億円って
やっておくけれども、結局補正だなんだで積んでいけば、最終的には意外と平年並みに
いくのかなとか、そういった事情で、要は、減ってしまうのが残念だなという趣旨なの
で、そういったところの詳細を聞きたいという趣旨での質問であります。

○関口委員長 福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。よろしくお願いたします。

土木費国庫補助金のうち、土木課のほうで所管しております内容について、ご説明さ
せていただきます。

一番上の狭あい道路整備補助金につきましては、前年、ほぼ前年度と同じ額、前年度
は693万円、今回601万円ということで、ほぼほぼ前年度同期となっております。

道路整備事業費国庫補助金なのですけれども、これが1億2,868万円に対して、前年
度が1億4,633万円ということで、約2,000万円ほど減額となっております。

これについては、当初予算の配分でございますので、事業課から要求した額ではなく
て、事業課からとすると、もっと大きな額を要求しているのですが、国庫のつきの状況、
大体前年度枠から0.8掛けとか、そういうのでついているという部分もありますので、
当初予算の配分は、あくまでも前年度からちょっとマイナスで、それで、今後の予算内
示によって、9月なりの補正で提案させていただくという流れにはなるとは思いますけれ
ども、今のところ、国庫の補正の状況を見ますと、ちょっと下がるというようなのが状
況です。

もう1点が、これも同じなのですが、都市計画道路のほうにつきましても、前年度が
2億400万円に対して、1億6,000万円ということなのですが、こちらについては、前
年度はかなり大きな補償物件を予定していたので、市の予定が大きかったのですね。

それで、今年、令和2年度については、大物と言いましょか、1件で億を超える物
件が終了しましたので、ペースを少し、額を少し絞ったという経過はございます。

以上で、土木課の分の説明とさせていただきます。

○関口委員長 渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。

維持課所管の国庫補助金について、ご説明を申し上げます。

大きなところだと、北犬飼コミュニティセンターの隣接で、雨水の調整池のほうを、この間整備をしてまいりました。

その整備が、今年度末、3月いっぱい終了するというふうなことから、それらについては、これまでの補助金が、令和2年度はなくなるというふうなことでございます。

また、舗装の改修工事、これもちょうど市道0017号線、茂呂地内ですね、東北道のアンダーから、こちら市街地より西茂呂よりにまいります栃木スバルとの間の道路ですが、これも令和元年度につきましては、約2億円の補助事業ということで、工区を4工区に分けて、随時整備のほう進めてまいったわけですけれども、令和2年度が最終年度というふうなことになります、2億円から6,500万円ということで、これも事業がちょうど区切りのところといたしますか、終了するというふうなこともありまして、維持課所管の国庫補助金は減少しているというふうな傾向がございます。以上です。

○関口委員長 佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

建築課所管のものでございますが、住宅費国庫補助金の中で、地域住宅交付金、これにつきましては、西茂呂市営住宅の外壁、それから坂田山市営住宅の受水槽の交換工事、これ2年にわたって実施される予定なのですが、これの分について、計上されております。

また、その下の空家対策事業費国庫補助金ですが、空き家の解体補助と今回新規事業として、本会議でも、一般質問でも質問があったと思うのですが、空き家リフォーム補助ですか、空き家バンクリフォーム補助ということで、その分についての補助金ということで、これは多分額としては、昨年より若干プラスという形で計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。各課ごとの事情というのを聞きました。

では確認したいのですが、課にわたりすぎてしまったので、これ部長に聞かないかなと思っているのですが、この7億8,000万円、昨対比費減というのは、そんなに特筆すべきことではなくて、最初の福田課長の話にあったように、8掛けぐらいでみておいて、後はこういくなりたいな、何回も言いますけれども、少なくとも残念で心配なのでは、そんなに騒ぐこと、心配することではないという感じでしょうか。

○関口委員長 茂呂都市建設部長。

○茂呂都市建設部長 都市建設部長の茂呂です。

佐藤委員のご質問なのですが、先日の本会議のほうでも、鈴木議員のほうにもちょっとお答えいたしました、一つには、最近、一番大きいのは都市計画道路の駅東通りの関係なのですが、今年、本当にね、大きな案件というのがありました。

それで、なかなか用地に関しましては、こっちの都合だけではなかなか進まない部分もあるので、小さい案件は非常に数が多いという状況なので、予算だけいっぱいだったからといって、全てがそれで使えるわけではありません。

それをもうろんで、今年スケジュールに合わせた予算配置になっていますから、都市計画道路なんかは、若干減っています。

それで、維持課についても、当然、先ほど報告があったように、事業が終われば、また一つの区切りがあれば、そこで減額になると。

再三言っていますのは、我々事業を進めるに当たっては、常に新たな補助財源というのを確保しながらということになっていきますので、今後、また新たな事業を始めようとした場合には、また増えてくることもありますが、今のところはそういうことで考えております。

ですから、ただ予算だけ多ければいいのではなくて、実情に合った予算取りをしているというふうにご理解いただければいいかなと思います。

それで、もう1つ、本会議でもお答えしましたけれども、最終的な補助の内示、確定というのは、まだこれからになります。

ですから、補助がある程度、また増えてくれば、次の9月なり、補正で上がるということも当然ありますし、あとは用地の関係ですと、必ずしも現行予算という形ではなくて、土地開発基金というのを使って、まずは先行して土地を買収するという形にもなりますから、若干、この間の予算が減ったからといって、事業そのものが遅れてくるとか、そういったふうには考えてはおりません。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明終わりました。

○佐藤委員 この件は終わりにします。

○関口委員長 ほかに質疑がある方は、石川さやか委員。

○石川委員 石川です。182ページの都市公園整備事業費の、先ほど歳入のほうで富士山公園と3公園のというご説明、以前お伺いしたかもしれないのですが、再度、どの公園にどのぐらいの金額で、令和2年度、どのような計画になっているか、お願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

今は歳入に対する使い道でよろしいのですか。歳出だけでよろしいですか。

○石川委員 歳出での内訳をお願いします。

○福田土木課長 わかりました。

工事のほうなのですが、富士山公園の総合遊具、富士山公園の中に大きな遊具があるのですが、今危険なので、使用禁止になっているところなのですけれども、そちらの更新で3,000万円ほど予定しております。

あと、運動公園、千手山公園のあずまやで、各1基ずつ予定しております。

それと別に、長寿命化計画の見直し、長寿命化計画が大分時間が経ちましたので、その見直しを、国庫で予定してございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。石川さやか委員。

○石川委員 石川です。あずまやというのは、休憩する場所みたいな、屋根があるところでいいのですよね。ですよね。どのようなイメージですかね。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田と申します。

あずまや、屋根が、簡単に屋根と柱だけで、あと、中にテーブルと椅子ですね、さほど大きなものは予定してないのですが、一応木造でつくるという形です。よろしいですか。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。よろしいですか。

○石川委員 はい、いいです。

○関口委員長 ほかに。佐藤委員。

○佐藤委員 ごめんなさい、さっきの、ちょっと戻るのですけれども、土木費国庫補助金の17ページの話に戻るのですけれども、では、これ、もう1回言います。8掛けぐらいで出しておくのだと聞いたのですけれども、では、これは、大体、去年のこういう予算書を見れば、大体こういうような書き方をしているのですか、やっぱり。昨対比で見ると、若干、減額しておいたものというのは、割と普通なのですか、それ1個確認させてください。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

昨年度と比較するというと、ちょっと違うと思いますね。

例えば、都市計画道路などは、今年1億6,000万円で、去年が2億400万円で見えますけれども、その前の年は、多分1億だから、4、5,000万円しか見ていないので、それ補助の種類が変わったので、大幅に額が変わる年もありますし、路線によっては、用

地補償で多額に事業費を要する年と、調査だけで終わってしまう年もありますので、一概に、前年度とという形ではイコールにはならないのですね。

担当事業課のほうで、国庫に要望している額に対して、大体どのくらいかという形になりますので、ちょっと予算書から変化を見るというのは、ちょっと難しいと思います。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。では、何にしても、やっぱり最初からこの比較で、三角印がつくというのは、ちょっと残念ではあるので、くれぐれも、なるべく、なるべく予算というのは多いほうがいい、とってこれるものが多いほうがいいという考え、私もあるもので、そこはぜひ、成り行きは見ていきたいなと思います。ありがとうございました。

○関口委員長 それは説明はいらないですか。

○佐藤委員 捨て台詞です。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は。佐藤委員。

○佐藤委員 ページがそもそもわからないので、そこから教えてもらいたいのですけども、新鹿沼駅西土地地区画整理事業なのですけども、聞く趣旨というのは、新しい新年度の予算で、どのくらい見ているのかなというのと、私の意見ですが、そろそろあの事業というのも、もう何か終わってもいいのではないかなと思っていて、何度か部局等の聞いていく中では、もうクライマックスが近いという話を何年か前に聞いていたのですが、ちょっとその見通しというのも、新年度の見通しと、今どこまでいっているかという詳細を含めて、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。上澤新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長。

○上澤新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長 ただいまのご質問にお答えします。

すみません、新鹿沼駅西事務所長、上澤です。よろしくお願いします。

資料のページ数が、178ページになります。

こちらの説明欄の上から4段目です。新鹿沼駅西土地地区画整理事業費と、ここに1億2,023万4,000円と、これが区画整理事業、駅西事業の歳出の合計という金額になっております。

事業の内容としましては、継続している工事、区画道路等の工事、それと整地工事、それと移転補償と、合わせて測量等の委託費というのが主なものになっております。

事業全体の状況はということですけども、これにつきましては、令和3年度には、工事と補償を全て完了したいということで進めております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 令和3年度に完了したいというお話を聞きまして、それはしたいですね。

ただ、もう大分、前聞いていた話よりは、ちょっと延びているのかなという中では、やっぱりどうしても、用地の補償とか、移転というところで、若干そこが難儀しているのかなという、その地主の名前までは聞きませんが、そういうところが実態でしょうか。

ならば、なかなか同情するものであるのですけれども、もうそろそろ終わってもいいかなというのが重ね重ねの思いなもので、そういったところなのでしょうか、実態というのは。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。上澤新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長。

○上澤新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長 新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長、上澤です。

状況、遅れている状況と理由といったことかと思いますが、委員おっしゃるとおり、まだご協力が得られていない部分もあるということで、その部分は確かに遅れている部分の大きな原因にはなっているという状況です。

全体の進捗状況ですけども、事業全体に対しまして、前年度の末、末現在で90.6%という進捗になっております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤誠委員。

- 佐藤委員 では、その残り1割が、その何軒か、どうしてもちょっと頑張っているところなのかなという認識をしておきます。
- あとちょっと、それから聞くのですけれども、本換地処分はいつですか。
- 関口委員長 執行部の説明を求めます。上澤新鹿沼駅西土地区画整理事務所長。
- 上澤新鹿沼駅西土地区画整理事務所長 新鹿沼駅西土地区画整理事務所長、上澤です。本換地の時期ということですが、先ほど工事・補償、全て令和3年度には完了したいということで申し上げました。
- 本換地についても、同じ令和3年度中には実施、換地処分したいということで進めております。
- 以上で答弁を終わります。
- 関口委員長 説明は終わりました。佐藤誠委員。
- 佐藤委員 ありがとうございます。では、ちょっと常々疑問に思っていて、よっぽど何か一般質問で聞こうかなと思ったのですけれども、ここで聞いておいてよかったです、何か。
- ただ、やっぱり区画整理事業って、早く終わらないと、終わらないと、やっぱりみんな、いろんな人の気持ちも、では次というふうにならないと思うので、その用地補償というのが、そのセンシティブな案件だというのが、私もようやくわかってきたので、そこは引き続き頑張っていただきたいなとしかないので、そういう意見にとどめておいて、この質問は終わりにさせていただきます。
- 関口委員長 ほかに質疑のある方は、佐藤誠委員。
- 佐藤委員 7ページの交通安全の予算なのですが、交通安全対策特別交付金で、これはやっぱり見込みで立てた、1,531万円だと思うのですが、これというのは、使い道は、カーブミラーとか、ガードレールとか、そういったものなのかなという、その使い道をまず教えていただきたいのと、その使い道の中に、もし、先ほど私が言った、カーブミラーとか、ガードレールとか、そういったものがあるのならば、当然それは行政、市民からの要望というのを把握した上で、優先順位つけていくのだと思うのですが、この、あるの、なかったら、ちょっとそもそもの外れになってしまうのですが、あるのだったら、その1,500万円というのは、今市民から上がっている要望の中で、感覚ベースになってしまうのですが、どの程度新年度でカバーしていける見通しなのかというのを教えてください。
- 関口委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺維持課長。
- 渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。
- この使い道ですね、委員さん、佐藤委員さんおっしゃるように、カーブミラー、ガードレール、あるいは区画線といいまして、ラインですね、そういったものがメインになるわけですが、要望に対して、なかなか全ての要望を取り入れるというか、お聞きしてすぐに実行できる状況には今のところはなっておりません。
- それで、工事発注も、年に3回程度に分けて、ある程度要望を集約した中で、まとめて工事のほうを発注するというふうな状況となっております。
- 極力現地のほうを調査して、お話に出ました優先順位、その現場での危険度や緊急性、そういったものを十分考慮しながら、順次整備を、あるいは改修、補修等を行っていくというふうな考え方で進めております。以上です。
- 関口委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。
- 佐藤委員 はい。
- 関口委員長 ほかに質疑のある方は、橋本委員。
- 橋本委員 橋本です。18ページの住宅費国庫補助金の中の空家対策事業費国庫補助金の詳細について教えてもらいたいのなのですが、お願いします。
- 関口委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤建築課長。
- 佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。よろしく申し上げます。

空家対策事業費の国庫補助金ですが、これは、解体補助につきましては、昨年度から取り入れた事業でございまして、不良住宅、それから特定空家等に認定されたものに対して、解体費の2分の1、最高50万円を補助するという制度のものでございます。

それで、新年度、令和2年度は、1,700万円ほど計上させていただいているということでございます。

それから、今回、本会議質問があったもので、空き家バンクリフォーム補助というものを新設、同じ補助の中でのものになるのですが、程度のいい空き家を空き家バンクに登録して、それで市外の人が購入して、それをリフォームした場合、基本は50万、ちょっと計算しづらいねなんていうのが、本会議であったのをご記憶なっているかと思うのですが、はい、それで、子供の人数によって、18歳以下の子供の人数によって、限度額が変わってくるやつですけども、これも2分の1の補助という形で、新年度は4件、300万円程度を見ていくということで、それで合計で2,000万円の支出の事業費です。そのうち2分の1が国庫から入ってくるということで、ここには1,000万円計上しているといった具合になっております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 ありがとうございます。

○関口委員長 説明は終わりました。ほかに。

○橋本委員 ないです。ありがとうございます。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は、順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 すみません、さっきの、また戻ってしまってすみません、何回も。

そういえば、私が聞いたのは、住民の要望を積み上げていったら、今、新年度でどのぐらい、主観ベースでこなせるかという、ざっくりとした割合というのを伺ったので、それをちょっと聞けなかったの、ならば、逆に、今現時点で上がっている住民の要望を金額にしたら、どのぐらいいくのかなみたいな、今、新年度は1,300万円ですけども、全部やっていったら1億円なのですか、そういうのをわからないので聞きたいので、正確な数字はあくまでも求めていないので、ある程度の、どのぐらいなのかというのだけは知りたいので、お願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。

なかなかちょっと難しいご質問かなと思うのですが、ガードレールとか、カーブミラーとかですよ。

○佐藤委員 仮になってしまうのはしょうがないです、これは。

○渡辺維持課長 やっぱり一番お金がかかるのは、やっぱりカーブミラーの要望というのが結構多くて、1基当たり、つけるところにもよるのですが、安いものだと、本当に電柱につけさせていただくという場合にはミラー代だけで済むのですが、基礎から支柱を立ち上げると、1基当たり30万円ぐらいはかかってしまうのです。

それで、状況によっては、ミラーが2基必要ですとか、2面ですかね、そういった交差点などもございますので、ちょっと金額にすると、なかなか難しいのですけれども、予算のほうは、先ほどありました1,500万円ですかね、歳入。

これは、全て交通反則金のほうを原資といたしまして、これ毎年ですね、国から入ってくるお金が、年2回ございます。

それで、あとは、金額の算定の基礎といたしましては、市内での人口集中地区の面積、あるいは道路改良の延長、そして事故率、そういったものを基礎にしながら、この補助金の算定はなされるのですけれども、先ほど申し上げましたように、率にするとなかなか難しいのですけれども、実際の市民から、あるいは地域からの要望、全てにその年度で対応しているということは、実際には、そこまでは対応できていません。

ですが、極力、この補助金、あるいは修繕料などを使用しながら、繰り返しになってしまいますけれども、危険性、緊急性、そういったものを現地のほうでよく判断をいたしながら、優先順位をつけて、対応をしているというのが実情でございます。

○関口委員長 説明は一応終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 では、その要望を全部金額換算にするとか、新年度でどのぐらいこなせるかという、ざっくりしたのは残念ながら聞けなかったのですけれども、事情はわかるので、大丈夫です。

ただ、自分も、何件か、たまにそういう要望があつて、行政には一応仕事なので伝えるのですけれども、聞いている自分も、ここにつけるのだったら、もっと違うほうがというのと思うわけです。

自分が何か言うことで、むしろ何か、行政の本来のあり方を歪めてしまっているのではないかという心苦しさがあつた中では、やっぱりその、どういったところがニーズがあるのかというのは、やっぱりちゃんとフェアに明かした上で、では、もうみんなが見た上で、やっぱりどう考えたってこっちが優先でしょうというふうになっていくのが、本来の政治のあり方だと思う中で、ちょっと今のは聞いてみたかたのですが、なかなかそっちも、では、何十%だとか、やっぱり言えない事情はわかりますので、意見としてここまでにさせていただきます。ありがとうございます。

○関口委員長 極力意見の質問でやってください。お願いします。すみませんけれども。

○佐藤委員 はい。すみません。

○関口委員長 ほかに質疑のある方はおりませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市水道事業会計予算についてを議題といたします。

神家満水道業務課長。

○神家満水道業務課長 水道業務課の課長の神家満です。よろしく申し上げます。

議案第11号 「令和2年度鹿沼市水道事業会計予算について」ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市水道事業会計の「令和2年度予算に関する説明書」の1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきまして、前年度と比較して、収入が0.2%の増、支出が1.9%の減であります。

主な要因としましては、支出では、原水及び浄水費、総務費、減価償却費の減によるものであります。

まず、収入について、ご説明いたします。

1款 水道事業収益の1項1目、給水収益 13億8,300万円は、水道料金収入であります。過去2年間の使用実績を基に、給水戸数 3万3,800戸、年間総給水量 1,010万3,000立方メートルで計上したものです。

次に、3目の その他営業収益 3,212万6,000円につきましては、主に公共下水道などの使用料徴収業務受託をしていることにより、事務負担金収入を計上したものであります。

次に、2項、営業外収益の1目、受取利息及び配当金 91万2,000円につきましては、定期預金による資金運用利息を見込んだものであります。

次に、2項2目 他会計補助金 1,316万9,000円につきましては、旧簡易水道事業で借入した企業債の償還利子の一部及び児童手当に要する経費について、一般会計から繰入れるものであります。

次に、2項3目 長期前受金戻入 1億2,299万3,000円につきましては、施設整備など固定資産の取得又は改良に要した国庫補助金など相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2ページをご覧ください。支出について、ご説明いたします。

まず、1款 水道事業費の1項1目、原水費2億9,026万円につきましては、浄水場維持管理委託料、電気料など動力費、薬品費が主なものです。

次に、2目 配水及び給水費 1億9,627万2,000円につきましては、漏水調査業務委託料・漏水修繕料及び有効期間満了となる量水器の交換業務委託が主なものです。

次に、4目 業務費 7,990万2,000円につきましては、水道料金の賦課徴収に関する経費で、委託料及び電算機器借上料が主なものです。

次に、5目 総係費 9,476万1,000円につきましては、人件費が主なものです。

次に、6目 減価償却費 5億8,458万9,000円につきましては、建物及び構築物などの固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目の支払利息及び企業債取扱諸費 9,048万3,000円につきましては、現在借入をしている企業債の償還利子であります。

次に、2目の消費税 3,000万円につきましては、消費税及び地方税の納付予定額であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきまして、前年度と比較して、収入が13.7%の増、支出が5.9%の増であります。主な要因といたしましては、収入では、企業債、国庫補助金の増によるものです。支出では、第3浄水場紫外線処理施設及び脱炭さん処理施設整備工事及び第5浄水場第2取水井築造工事などによるものであります。

まず、収入についてであります。1款 資本的収入の1項1目、企業債 7億670万円につきましては、第3浄水場紫外線処理施設などの整備工事や配水管新設工事、老朽管布設替工事等による企業債の借入であります。

次に、2項1目の出資金 5,400万2,000円につきましては、簡易水道事業において借入した企業債の元金償還金の一部及び児童手当に要する経費について、一般会計から繰入れするものであります。

次に、3項1目の国庫補助金 7,439万1,000円につきましては、老朽管布設替工事及び浄水場改修工事に対する国庫補助金であります。

次に、4項1目 工事負担金 5,455万9,000円につきましては、新規加入件数379件及び口径変更件数101件分の水道加入金を計上したものでございます。

次に、2目の他会計負担金 1,035万円につきましては、消火栓21基分の設置工事負担金を計上したものです。

次に、4ページをご覧ください。支出について、ご説明いたします。

1款の資本的支出の1項1目、配水設備拡張費7億2,018万8,000円につきましては、前年度と比較し、1億110万円の増となっております。増の要因につきましては、第1浄水場内更新工事、第3浄水場紫外線処理施設工事、第5浄水場第2取水井築造工事が主なものです。

次に、2目の配水設備改良費 6億2,636万1,000円につきましては、出水不良や道路改良工事に伴う配水管改良工事、配水管布設工事及び浄水場更新工事を予定しております。

具体的には、日吉町地内の重要給水施設配水管事業や下日向地内の水道管路緊急改善事業を実施する予定です。

次に、3目の営業設備費 76万6,000円については、新規加入の量水器の購入経費です。

次に、4目のリース資産購入費 27万5,000円につきましては、設計積算システムのリース料です。

次に、2項1目 企業債償還金 3億491万4,000円につきましては、現在借入をしている企業債の償還元金です。

次のページをお開きください。5ページ以降は、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」です。水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものです。

6 ページから 10 ページまでが「職員の給与費明細書」、13 ページが「債務負担行為に関する調書」、14 ページが「令和元年度の予定損益計算書」、15 ページ以降は、「令和元年度及び2年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第 11 号 「令和2年度鹿沼市水道事業会計予算について」の説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 本当に1つだけなのですか、1ページの2項1目ですか、受取利息及び配当金 91 万 2,000 円なのですか、これというのの生み出す原資というのは、15 ページ・16 ページのバランスシートの 16 ページ、2の流動資産の(1)現金預金で 35 億何がしという、これが原資で、新年度は 91 万 2,000 円ぐらいの配当なり、利息というのが見込まれると、そういう認識で間違っていないかどうか教えてください。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。神家満水道業務課長。

○神家満水道業務課長 水道業務課長の神家満です。

91 万 2,000 円につきましては、委員おっしゃるように、現金及び預金の 35 億 2,900 何がしのうちの 24 億が定期預金として、J A のほうにちょっと預金があって、その利子でございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。よろしいですか。

ほかに。石川さやか委員。

○石川委員 石川です。4 ページの配水設備拡張費というものが、1 億円の増で、第 1、第 3、第 5 の処理場のところ、ちょっとよく聞き取れなかったので、ゆっくりもう一度説明していただきたいのと、紫外線処理というものが新設されるのだと思うのですが、ちょっとどういうものかよくわからないので、説明をお願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。小磯水道施設課長。

○小磯水道施設課長 水道施設課長の小磯です。

配水設備拡張費の内訳についてですが、まず第 3 浄水場紫外線設備及び脱炭さん処理施設の、こちらの工事費が 3 億 8,834 万 4,000 円になります。

あとは、第 5 浄水場第 2 取水井築造工事が 3,800 万円になります。

あとは、紫外線工事の内容ですが、紫外線設備というのは、クリプトスポリジウム対策のためになります。

クリプトスポリジウムというのは、下痢などを起こす症状の原虫で、塩素消毒に対し、高い抵抗力を持っているもので、これまで鹿沼市では、検出されたことはありませんが、クリプトスポリジウムを不活化させることができる紫外線処理施設の整備を進めるものになります。以上です。

○関口委員長 説明は終わりました。

○石川委員 ありがとうございます。水道ビジョンの中の課題のところを書いてあった部分なのかなと思って、よくわかりました。ありがとうございます。

○関口委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方は、発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 13 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第 6 号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第13号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、都市建設部所管の補正予算について説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

15款 国庫支出金 1項3目 災害復旧費国庫負担金、説明欄の「道路橋りょう災害復旧事業費国庫負担金」は交付額の確定により8,729万3,000円を減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

2項 国庫補助金、4目 土木費国庫補助金の説明欄、「建築指導費国庫補助金」370万円の減額、次の「道路維持管理費国庫補助金」950万円の減額、次の、「都市計画総務事務費国庫補助金」175万5,000円の減額は、それぞれ交付額の確定により補正をするものでございます。

次に、16款 県支出金 1項3目 土木費県負担金、説明欄の「地籍調査推進事業費県負担金」489万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により補正をするものであります。

次に、2項6目 土木費県補助金、説明欄の「建築指導費県補助金」285万円の減額につきましては、交付額の確定により補正するものであります。

次に、7ページをお開きください。

22款 市債 1項3目 土木債、説明欄の「道路整備事業債」1,760万円、次、10ページになりますが、説明欄一番上になりますが、「都市計画道路整備事業債」870万円につきましては、それぞれ事業費の確定により増額補正をするものであります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

19ページをお開きください。

8款 土木費 1項1目 土木総務費、説明欄の「急傾斜地対策事業費」238万9,000円につきましては、県が実施する深程の宮入地区、及び日吉地区における事業費の増により、県への負担金を増額補正するものであります。

次の、「建築指導費」840万円の減額につきましては、国庫補助金等の交付額の確定により、木造住宅の耐震の診断事業補助金、及び木造住宅の耐震改修事業補助金を補正するものであります。

次に、21ページをお開きください。

2項4目 道路新設改良費、説明欄の「道路整備事業費」1,300万円の減額につきましては、市道改良事業に係る路線間の経費の再配分と事業費の確定によりまして、工事費を増額補正し、役務費、委託料、土地購入費、補償金をそれぞれ減額するものであります。

次に、4項1目 都市計画総務費 説明欄の「都市計画総務事務費」134万1,000円の減額につきましては、都市計画基本図の電子地図化及び立地適正化計画の策定に係る事業費の確定により補正するものであります。

次の、「地籍調査推進事業費」678万円の減額につきましては、緑町・幸町の一部で実施をしております地籍調査の事業費の確定により補正するものであります。

以上で、議案第13号 「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、都市建設部において所管する補正予算の説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 20ページの建築指導費840万円の減額なのですが、これは、要は中身が知りたいのですが、結局実績として、いろんな補助事業に対して、申し込みが足りなかったのか、そういう結果、そうなったのか、そういう、なぜ、840万円減になってしまったのかなという、せっかくいい事業なのにと、申し込みや周知がどうだったのかなという、そういうところ、少し掘り下げて説明を求めます。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。大橋建築指導課長。

○大橋建築指導課長 建築指導課長の大橋です。よろしく申し上げます。

この補助に関しましては、当初耐震診断が2件、それから耐震改修が1件、耐震建て替えが10件、それから県産資材の上乗せ補助が10件で1,000万円予定しておりました。

しかし、今年度は2件の建て替え補助のみだったものですから、160万円の支出となりまして、840万円の減となります。

それで、周知啓発に関しましては、ホームページや広報かぬまとかで周知したり、あとは建築士会のほうに周知はしております。

あと、年2回、耐震ローラー作戦というのをやっています、春と秋に町内を決めて、対象住宅のところに行って、補助金の説明とかをしているのですが、対象住宅が昭和56年5月以前の建物なものですから、お住まいになっている方も高齢の方が多くて、いまさらちょっと建て替える費用というのは難しいという回答をいただいております。以上です。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 質問というてい言わなくてはならないので、ちょっと考えながらですけども、それを聞くと、やっぱり何か、もったいないなと思うのですが、確かに事情を聞けば、そうなのだなというの理解しましたので、どうやって聞けばいい。

1,000万円も予算をとっておいて、やっぱり160万円しか執行されなかったって、ちょっともったいないなと思うので、今後はこの、こういう減額を受けて、ちょっとどういうふうにやっていくかみたいな、なかなか難しいのは聞いていてわかりましたが、どういう、これを受けての考えというのを聞いてみたいと思います。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。大橋建築指導課長。

○大橋建築指導課長 再質問にお答えします。

一応、耐震ローラー作戦とかに行き、「うちは無理です」という回答をいただくのですが、その際に、「簡単な耐震診断だったら、市の職員でもできます」ということで、何か不満、不満ではない、「不安とかがあれば、お問い合わせいただければ伺って、ご説明申し上げます」ということで、次回につないではおります。以上です。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。いいですね。そこまではいなくても、職員もある程度知識とか技能があるわけでしょうから、簡単にちょっとお家を見てあげているという中で、これちょっと脱線してしまっていたら止めてもらいたいのですけども、そうやってお宅にお邪魔していく中で、やっぱり職員の方って、どうしたって信頼されているのではないですか、上げてもらったり、役所から来ているわけですから。そういう中で、昭和56年以前のお住まい、住んでいることによって、なかなかお金厳しい方なんかは、やっぱりリフォームとか、いろんなその、ついでにいろんなお家の相談なんか受けたりするのですかね。そういうときに、アドバイスなんかをしたり、そこから逆に、その民間へのビジネスを創造していくようなきっかけを行政がそこでつくっているのだったら、840万円は残になってしまったけれども、その手前の努力としては評価したいので、そういう実際の業務のちょっと様子というのを聞かせてもらえませんか。

○関口委員長 大橋建築指導課長。

○大橋建築指導課長 建築指導課長の橋です。

訪問して、そういう相談というか、あった場合に、「うちはまだ、ちょっとその56年よりは新しいのだけれども、何とかしたい」という場合には、例えば建築課のほうに、住宅リフォーム補助とかもありますし、相談を受ければ、ちょっとお答えして、万が一、その場でわからなければ、持ち帰って、相談して電話をすとかということもしております。以上です。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。はい。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は、順次許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第13号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 18 号 市道路線の認定について、議案第 19 号 市道路線の廃止について、及び議案第 20 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括で議題にしたいと思います。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第 18 号、19 号及び 20 号につきましては、関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。

まず、議案第 18 号 「市道路線の認定について」でございますが、今回認定する路線は、40 路線であります。

関係資料にあります最初のページ、位置図のほうをご覧くださいと思うのですが、市道路線の認定図の NO.1 と NO.2 をご覧ください。

市道 1386 号線・1387 号線は、千渡地内における開発行為に伴い整備された道路を、4 級市道として新たに認定するものであります。

次のページ、市道路線の認定図 NO.3 及び NO.4 をご覧ください。

市道 1388 号線・1389 号線は、千渡地内における開発行為に伴い整備された道路を、同じく 4 級市道として新たに認定をするものであります。

次に、市道路線の認定図 NO.5 をご覧ください。

市道 1390 号線は、千渡地内における開発行為に伴い整備された道路を、4 級市道として新たに認定するものであります。

次ページ、市道路線の認定図 NO.6 をご覧ください。

市道 3360 号線は、村井町地内における開発行為に伴い整備された道路を、4 級市道として新たに認定するものであります。

次ページの市道路線の認定図の NO.7、NO.8、NO.9 及び NO.10 をご覧ください。

市道 3361 号線から 3364 号線の 4 路線につきましては、樺山町地内におけます開発行為に伴い整備された道路を、4 級市道として新たに認定をするものであります。

次ページ、市道路線の認定図 NO.11・NO.12 をご覧ください。

市道 5425 号線・5424 号線は、睦町・御成橋町一丁目地内における開発行為に伴い整備された道路を、4 級市道として新たに認定するものであります。

次ページ、市道路線の認定図 NO.13・NO.14 をご覧ください。

市道 7587 号線・7588 号線は、上石川地内における開発行為に伴い整備された道路を、4 級市道として新たに認定するものであります。

次ページ、市道路線の認定図 NO.15 から NO.40 になります、ご覧ください。

こちらは、県営藤江地区の土地改良に伴い整備された市道 26 路線のうち、市道 9293 号線から 9302 号線の 10 路線を 4 級市道に、市道 9741 号線、及び 9813 号線から 9827 号線の 16 路線を 5 級市道として認定をするものであります。

次に、議案第 19 号 「市道路線の廃止について」説明をいたします。

今回廃止する路線は、15 路線であります。

関係資料にあります市道路線の廃止図 NO.1 から NO.4 並びに NO.8 から NO.15 をご覧ください。

こちらは、県営の藤江地区の土地改良によって道路形態がなくなった市道 9726 号線ほか 11 路線を廃止するものであります。

次ページ、市道路線の廃止図 NO.5 及び NO.6 をご覧ください。

市道 A083 号線及び A085 号線は玉田町地内に道路形態がなくなった 2 路線を廃止するものであります。

次ページの市道路線の廃止図 NO.7 をご覧ください。

市道 B091 号線は引田地内に道路形態がなくなった 1 路線を廃止するものであります。

次に、議案第 20 号 「市道路線の変更について」説明をいたします。

今回変更する路線は、1 路線であります。

関係資料にあります市道路線の変更図 NO.1 をご覧ください。

破線と実線で表示している区間が従前の路線ですが、「県営藤江地区土地改良事業」に伴い、道路の起点を変更するもので、実線で表示してあるものが変更後の路線になります。

以上で説明を終わります。

先ほど、認定図の 11 と 12 のところでございます。市道 5423 号線と言うところを 5425 と読んでしまいましたので、市道 5423 号線と訂正をお願いします。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません、ちょっと質問しないとあれなので、上石川の 13 から 14 をちょっとお願いします。上石川の 13 から 14、18 号関係ですね。

今、ここちょっと道路問題で、ちょっと今トラブっているということで、いろいろお聞きしているのですけれども、これ出入り口 1 カ所、ぐるっと回ってという形の道路には、これ何で指導しなかったのですかね。

市道 7588 と市道 7587、要は入り口と出口が 1 カ所しかないのですよね。

ここに、奥のある方が、ダンプで通ると、分譲地のための道路なのに、実はその接道ができてしまって、第 3 者というか、それに、そういう設計したのも悪いのかもしれませんが、そういうちょっと苦情が、私聞いているもので、もうちょっと出口と入り口、もう 1 カ所あれば、ちょっとそこら辺回避できたのかなという気はするのですが、どういう指導、こういう、あまりこういう開発ね、これだけ広いのなら、入り口 2 つでもいいのではないのかなとは思っているのですけれども、そこら辺、ちょっと質問ではないのですけれども、お答えできればお願いをしたいと思います。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 開発、こちらは丸和住宅さんで 28 区画ですね、を分譲した場所でございます。

うちのほうも、基準に基づいて、市道の認定をしているわけでございますが、今のご意見いただきまして、認定ができるかどうかというのは、また別問題になるのですが、そのあたりにつきましては、ちょっと現場のほうは確認をさせていただきます。

ただし、認定の基準ということはあるということだけは、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 再質問よろしいですか。

○鈴木副委員長 はい。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

(「大丈夫です」と言う者あり)

○関口委員長 よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

まず、議案第 18 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 19 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 20 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 34 号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第 34 号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本条例の制定の目的は 2 つございます。

まず、1 つは、本市での宅地分譲を促進させるために、開発公園に関する許可基準を緩和するもので、条例第 2 条に記述してありますとおり、公園等の設置が義務づけられる開発面積の最低限度を現状の 0.3 ヘクタールから 1.0 ヘクタールへと緩和するものであります。

目的の 2 つ目は、人口減少や高齢化により、地域コミュニティの維持が困難になってきている市街化調整区域において、既存集落の活性化を図り、地域のコミュニティを維持し、さらには、他市から移住する者の移住先の選択肢を増やす手段の一つとしまして、特定の人に限らず、誰でも住宅等を建築することが出来るようにするための新たな基準を設けるものでございます。

その基準につきましては、条例第 3 条及び第 4 条に記述してありますとおり、適用となる区域や建物等の建築物の用途が指定されることとなります。

指定する区域につきましては、本日お配りをさせていただきました資料「指定区域図」というものが置かれてあるかと思いますが、その図面に図示してあります菊沢西小学校周辺の玉田町・富岡・見野地区など 4 つの区域になります。

資料の 2 ページ以降がそれぞれの区域の拡大図となりますが、農振農用地として指定されていないエリアを指定区域としたものでございまして、図面では赤色に着色されている箇所となっております。

なお、建築できます建築物の用途につきましては、自己用住宅及び店舗兼用住宅になります。

現在本市では、来年度末の公表を目標に立地適正化計画の策定作業を進めているところでございます。

市街地におきましては、「コンパクトシティ」のまちづくりを進めるその一方で、市街化調整区域で住宅の建築を可能とする新たな基準を設けることとなりますことから、制度創設の本来の目的が達成されるために、指定区域は人口減少の著しい地域に絞り込み、さらには、市街地が無秩序に拡大されることがないように制度設計をしたところでございます。

まずは、4 つの指定区域で緩和を行い、その効果を見極めながら制度を運用してまいりたいと考えてございます。

なお、今回の条例制定に際しましては、昨年 12 月議会の議員全員協議会でご説明をさせていただいた後に、パブリックコメントを実施し、さらに本年 2 月 5 日に開催されました「都市計画審議会」に条例案を諮り、「原案どおり異存なし」との答申をいただいてから今回の議案を上程させていただいたところでございます。

以上で、議案第 34 号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定についての説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

説明に対し、質疑はありますか。佐藤誠委員。

○佐藤委員 その趣旨とか、可能性、理解するものでありますし、やってみて、どうなっていくかというのを見ていくというの、すごく意欲的で実験的な試みだと思っておりますが、ならば聞きたいのですけれども、では、この今指定した 4 地区で、この赤い線で囲んだ規制を緩和していく地区は、それぞれ、やっぱり面積がどんなものであると、それで世帯数は何軒であって、住民が何人いるかというのは、これは当然把握しているわけですね。そこからスタートしないことには、やってみて、お家が何軒増えた、住民が

何人増えたというのをチェックしていきたいので、当たり前だと思うのですが、今4地区内のそういった基本的な数字というのは、把握しているのだと思うので、していたら、では例えばですけれども、南押原小学校のこのエリアというのが、どれぐらいの面積であると、この赤で囲った枠が。それで、何世帯あって、何人住んでいるのかという、その、例えば1個だけ、ちょっと挙げて、③のエリアを聞いてみたいのですけれども、ちょっと急でここまで細かく聞いているので、難しい場合は、後でいただければ、私はそれでいいと思っております。お願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 佐藤委員のご質問にお答えをいたします。

地区ごとのまず面積でございますが、4地区の面積は、おおむね測ってございますので、ここでお答えをさせていただきます。

○佐藤委員 ゆっくりお願いします。

○黒川都市計画課長 はい。

①の玉田町・富岡・見野地区につきましては、約35ヘクタール。

上石川地区につきましては、約18ヘクタール。

榆木町・磯町・北赤塚町地区につきましては、約65ヘクタール。

上日向地区につきましては、約23ヘクタール、合計141ヘクタールでございます。

なお、大変申し訳ございません。現在の世帯数につきましては、把握はできてございません。

以上でお答えとさせていただきます。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。面積が聞けたので、トータルも聞けましたので。

では、本当にこれはくどくて申し訳ないのですけれども、今のこの4地区内の世帯数と人口は、やっぱりこれはスタート地点で、把握されるべきだと思うし、我々もこれは必ず知りたいので、今ということではないので、これは必ず委員長経由なり、議長経由で、お示しをいただきたいのですが、その意見に関して、どうなのでしょう、イエスなのか、ノーなのか、そのお考えを、質問という形に気をつけてお伺いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 お答えをさせていただきます。

世帯数を把握できてなかったことにつきましては、佐藤委員おっしゃるとおり、把握しておくべきだったのかなと、今感じているところでございます。

したがいまして、後日、お示しをさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 大丈夫です、はい。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。3番の南押原地区について、ちょっと聞きたいのですけれども、榆木町と磯町と北赤塚がありまして、私、地元なので、ちょっと聞きたいのですけれども、なぜ亀和田町が抜けたのか、ちょっと聞きたいと思います。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、途中ご説明をさせていただきましたが、農振農用地は指定をしなかったということが、まず大前提でございます。

さらには、2つ目の条件といたしましては、この図面をご覧くださいましてわかりますとおり、ご理解いただけますとおり、小学校を中心に約1キロという形で選定をさせていただいております。

さらには、一団の集団の農振、いわゆる農振農用地が指定されていない、まとまりの土地があるといったところも、様々な条件をいろいろ重ね合わせまして、このエリアと

指定をいたしましたので、そういった条件から、亀和田が抜けるという形になるかと思
います。

以上でお答えとさせていただきます。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

○橋本委員 ありがとうございます。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は、鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 今もう、これで話が上がって、結構聞かれるのですけれども、実際に、
場所が、これだとやっぱりよくわからないというので、実際、その農政のほうと多分調
整はつけているのでしょうかから、地番図一覧、この区域は、この地番が入っているとい
うのは、そういったのは出せないのでしょうかね。

いちいち聞かなくてはわからないのですかね、図面を持って行って、都市計画課へ行
って。もうそういう話になっているのですよね。ここが入っている、入っていない。

何でかという、地権者と交渉しなくてはいけないから、そこがはっきりしないとね、
交渉できないのですよね。そこら辺、もし、あればありがたいなと思うのですけれど。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

地番で指定したものは、この図面よりさらに大きなものは、用意はしてございませ
ぬので、この土地は当てはまりますか、なりませんかという形でご質問いただければ、お答
えはできるようにはしてございます。筆ごとでしてございませぬので、ご用意できていま
す。

以上でお答えといたします。

○関口委員長 説明は終わりました。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 ありがとうございます。

あとそれと、今回、水道さん来ているのですけれども、多分、今回、こういった調整
で、多分自腹で引き込みすると思うのですね。

それで、多分、管径なんか、管の太さね、もし、そんなには建たないと思うのです
けれども、あまりその10区画も、もし建ってしまった場合、水圧関係とかって、そこ
までこれ考えているのかな。

それとも、これは水道を引き込むのが条件なのですか、それとも井戸なのでしょうか。

そこら辺、ちょっとこの11号案件で聞きたいのですけれども。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。

まず、今、鈴木委員のほうから10軒ほどとかいうお話があったかと思うのですが、
都市計画課としましては、一気に10軒ぐらいが、一気に建つことは、ちょっと想定し
てございません。

といいますのは、いわゆる分譲は可としておりませぬので、まず、そこはまずご理解
いただきたいことと。

あとは、指定したエリアにつきましては、上水道はほぼ配備されております。布設さ
れているということと、例えば、菊西近辺では、集落排水なんかも入っているといった
ところから、個別個別で、いわゆる井戸にするのか、水道にするのかは、個別個別での
協議になってまいりますので、水道管を布設する条件に当てはまれば、水道課のほうで、
布設になってくると思いますし、そういった形で、開発のほうは許可をしていきたいと
いうふうに考えてございます。以上です。

○関口委員長 説明は終わりました。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 ありがとうございます。私が聞きたいのは、例えば上石川なんかですと、
1町ぐらいある農地があるのですよね。そういった場合の農地に、では、1回1回、500
以内で切って、それでやっていくのか、それともいきなり道路づけがあるのだったら、
全部切っておいて、それで一気に所有者が決まったら、11号をとってしまおうとか、そ
ういった、その不経済なやり方でできるのかどうか、もちろん、これ造成も伴います。

できれば、そういった形で、造成なんかはできればありがたいと思うのですが、ただ、これ、土地の区画形質の変更になってしまうから、そこら辺でどうなのかなというのを、ちょっと聞きたいですね。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、1件当たり500平方メートルという決まり事がございますので、それでの許可ということで、まずご理解をいただきたいということになります。

それで、個別案件につきましては、やはりその都度、都市計画係のほうで、ご相談、ご協議に乗り、いい解決方法を見つけながら、進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○関口委員長 説明は終わりました。

○鈴木副委員長 ありがとうございます。

○関口委員長 よろしいですか。

佐藤誠委員。

○佐藤委員 質問というていで、ちょっと意見とかになってしまうのですが、まず、そもそも、私はこれに賛成したいのですが、大前提として、1回聞いておかなくてはならないこととしては、やっぱりその無秩序な開発になってしまうかという懸念に対して、僕も、市民からそう言われたときに、賛成する議員としては、行政としてはこう言っていると、それで、自分もそれを信じたいということで、説明責任があるので、前回、議員全員協議会で聞いたのを覚えていれば、こういうことにはならないのですけれども、もう1回、ちょっとその可能性、もう1回確認させてください。

だから、その無秩序な開発につながっていかないと、可能性があるのだと、そのマクロとミクロの中では、やっぱりバランスだと思うのですよ。コンパクトにしていかななくてはならない一方で、こういうネットワークに関して、この部分だけはピンポイントで開発を許してしまうわけですから、やっぱりある意味、場合によっては矛盾することなのだと思います。自分もこれは賛成をしたいので、その無秩序な開発にはつながっていかないとこの可能性がこうこうあるのだというところ、もう1回、12月の全協等のレポートになってしまうかもしれないのですが、1回まずそれだけ聞かせてください。それで、あとちょっと何個かあるので、まずそれを聞かせてください。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、無秩序なというところがございますが、そうならぬよう、制度設計をまず考えたということで、ご理解をいただきたいと思います。

まず、1つに言えますのが、一番大きなポイントとしましては、やはり分譲を可としないということでございます。

ちなみにでございますが、県内でも足利市・小山市・佐野市・栃木市等、既にこの条例を制定してやっているところもございます。

ですが、例えば、足利・小山などは、分譲も可という形でやっているところもございますが、これはまさしく市街地の染み出しといいますか、市街化区域の染み出しという形で、調整区域に大きな団地が造成される可能性もあるわけでございますので、それは無秩序な開発という、これまで50年近く都市計画で線引きをしてやってきたものが、一気に崩れてしまうのではないかと懸念されると思います。

その点、鹿沼市につきましては、文言指定ではなくて、区域を指定するというので、今ご説明しましたとおり、4つの地区、さらには農振農用地を含まないというような形で制定したわけでございます。

さらには、例えば栃木県で許可をします野木町、上三川町、下野市なども鹿沼市と同じような形で、指定をエリア、同じような形でやってございますが、そこも我々としては非常に参考とした部分が多いのですが、そこにおいても、そうですね、一番早いと

ころですと、平成19年頃、実施のところもございますが、無秩序な開発には至ってないというお話でございますので、その点も熟考した形でエリア指定等を考えたわけでございます。

さらに、最近になりまして、国のほうでは、この11号条例につきまして、私が今申し上げました文言指定といたしますが、例えば、調整区域はほぼほぼオーケーだよという形でやっている市町村のこの条例は、ちょっとよろしくないという形で、おおむね2年を目安にこの条例を直して、鹿沼市、本市のような形でエリアを指定するか、あるいは宇都宮市のように廃止をするような形でというような説明会もあったところがございます。

したがって、鹿沼市としましては、鹿沼市のこの考え方、条例のつくり方が大丈夫かどうかということも、県のほうとも十分に協議をしまして、これであれば問題ないだろうと、国が今言っているところに抵触しないだろうということで、お墨つきもいただいたところがございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 わかりました。その他市の事例や、先行事例や国、上級機関との話し合いの中で、慎重に決めていったということで、それは理解しました。

その上で聞きたいのですけれども、この示した赤の区域というのは、これ、もう場合によってはすごく、地主さんにとっては、すぐ大きな利害にかかわる問題だと思うのですけれども、これは、もうこの示したエリア以外の微調整や状況に応じて、ではここは仕方ないだろうみたいな、そういうものというのは、余地というのがあるのですか、もうこれが100%の妥協の余地のない、示された案ということになるのでしょうか。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長の黒川でございます。

お答えをします。

まず、ちょっと図面をご覧くださいまして、例えば2ページの菊沢地区になりますが、まずこの赤いエリアの大枠のところ、赤い線で引かれてございますが、くくってございますが、ここと、この境は、農振農用地か、それではないかという境になっていきますので、それも筆ごとで確認をいたしておりますので、このエリアから、例えば、条件でこの筆はならないのかとか、隣なんだけれども、どうなのだというご相談があっても、それはならないということになってまいります。

まして、まず、このエリアの変更につきましても、都市計画審議会等でご意見、ご協議いただき、そこでご了解できないと、変更できないというような条文にもなっておりますので、まず、変更の余地はないという形で、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

では、ここからは質問のていを纏った要望になってしまうのですけれども、質問なのですけれども、何度も言うように、では、最初にスタート地点としてデータというのを把握した上で、今後のその成り行きというのを見ていく中では、これ、僕も期待していると言いつつも、やっぱりその大きな人口減、トレンドで言うと、厳しいものは感じるのですから、ただ厳しい、認識するからこそいいものになってほしいという上での質問のていの意見なのですけれども、では、こういったことで開発が可能だったり、お店が多少できたりという可能背あるわけですから、これは、では、ほかの横断的な部局の中で、人をここに呼び込むとか、ここだったらこういうことが可能ですよというような周知していくものが必要だと思うのですが、そういう考えはありますかという質問のていの要望です。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。

○佐藤委員 やってないともったいないですよ。

○関口委員長 黒川都市計画課長。

○黒川都市計画課長 都市計画課長、黒川でございます。

まず、この制度設計につきましては、約2年近く全庁的な、いろんな協議を経て、ここに至っております。

いろんな、このエリアではない考え方であるとか、様々な視点でいろいろもみ合い、各部局から意見をいろいろ集めて、ここに至っている経過がございます。

したがって、まず、庁議等でもこういった説明もしてございますので、各部においては、ここがこういう形になっているという形でご理解をいただいていると、まず、我々としては考えてございます。

さらには、立地適正化計画におきましても、このエリアについては、こういうエリアですと、本市には市街化区域、まち場に近い、いわゆる市街化区域があり、さらには調整区域があり、さらには、他市には、例えば隣は、宇都宮市とかにはないですが、無指定区域というところもございます。

したがって、可能性は非常に秘めている地域だと考えてございます。

まち場周り、いわゆるその田舎とその中間にある調整区域もある、このいわゆる、私、先ほど説明で、選択肢を増やす一つだという形でご説明をさせていただきましたが、そのエリアとしてこの4つを選んでございますので、各部においては、ここにどういう形で何ができるかというものは、考えていっていただかなくてはならないと考えてございますが、来年、再来年と続きます総合計画、次期総合計画を策定する中で、立地適正化計画の誘導施策も合わせて、いろいろな施策を考えていくという部分が、場面が出てまいりますので、各部局から様々なご提言、考えていただきながら、何ができるかというところもぜひ考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 わかりました。では。

○関口委員長 根本的に、基本の部分言ってください。

○佐藤委員 はい、もう、それは全庁的に2年でやってきたというなら、では、本当にこれがなくなった暁には、やっぱりそれはほかから活用されていかないと、そもそもやった意味がなくなってしまうし、結果的には全体として、散り散り、鹿沼市全体で見たときには、散り散りばらばら家が建っているというだけにならないことを懸念をしまして、意見でも要望でも質問でもないので、終わりにします。以上です。

○関口委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○関口委員長 ほかに質疑、質問はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第34号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時43分)